

# スキー場利用約款

スキー場を安全に利用して頂くために

当スキー場におけるスキーその他の雪上スポーツや遊びに関する利用は、以下の各項目を理解し守った上で行ってください。

スキー以外の用具を使用の場合は、「スキー」及び「スキーヤー」の記述を該当する用具に置き換えてお読みください。

## 危険の告知

スキー場は、利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、次のような特有の危険があることを理解し、この危険を自分の注意により避けるようにしてください。

1. 雪・風・霧など、天候による危険。
2. がけ・凸凹など、地形による危険。
3. アイスバーン・吹きだまり・なだれなど、雪の状態による危険。
4. 岩石・立木など、自然の障害物による危険。
5. リフト施設・建物・雪上車両など、人工の障害物による危険。
6. 他のスキーヤーとの接触による危険。
7. 自分の失敗による危険。

## ルール

当スキー場では、次にあげる項目を守ってご利用をお願いします。

1. 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑など状況に合わせ、いつでも危険を避けて止まれるスピードと滑り方を学び、常に滑走をコントロールしなければならない。
2. 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
3. 追い越す時は、その人との距離を十分にあげなければならない。
4. 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
5. コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎む必要がある。転んだ時はすばやくコースをあげなければならない。
6. 登るとき、歩くとき、止まるときはコースの端を利用しなければならない。
7. スキー、スノーボードなど、雪上滑走用具は流れ止めを付けなければならない。

8. 掲示、標識、立入禁止サイン、場内放送等の注意を守り、スキーパトロール、スキー場係員の指示に従わなければならない。
9. 事故があったときは、救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。
10. リフトの安全な乗り方を理解して利用しなければならない。

#### その他

1. 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動はお止めください。
2. 上記に記載のない事項は、法令および一般慣習に準じた行動をお願いいたします。

#### 責任

1. 当スキー場は、スキー場管理区域外での事故に対して一切の責任を負いません。
2. ただし、要請の有無に関わらず当スキー場が必要と判断し救助活動を行った際は、これに関わる全経費を当事者に請求します。
3. 当スキー場は、利用者がこのルールおよび日本の法令を守らなかったことにより損害または経費の負担を受けたとき、その賠償および負担経費の支払いを求めます。
4. 当スキー場は、管理区域内のスキー用具置き場および駐車場における盗難等に対して責任を負いません。

※当スキー場の利用について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当スキー場の所在地を管轄する裁判所とさせていただきます。

#### ドローンなどの無線航空機の飛行禁止について

近年急速に普及しているドローンなどの無線航空機（一部有線の物も含む）ですが、たいらスキー場では場内、リフト、その他施設の、上空及び周辺、また影響を及ぼす可能性のある場所での飛行を特別な許可がある場合を除き禁止しております。スキー場や施設には滑走者や通行人なども多く、ドローンなどは重量もあり、また翼も回転していることから、万一の人や物への衝突時には甚大な被害が発生することも想定されます。突発的な強風や無線通信の不具合、故障、操縦ミスなどからの人や物への衝突事故などの回避、またその他安全上の理由により禁止させていただきます。

たいらスキー場